

ICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金 募集案内

1 制度の目的

従業員を対象としてICTを活用した禁煙チャレンジを行う横浜健康経営認証事業所を支援し、働き・子育て世代の禁煙を支援します。

2 補助対象者

横浜健康経営認証制度において、認証を受けている事業所※(認証クラスは問いません)のうち、代表者や役員を除く従業員に対し、ICTを活用した禁煙チャレンジを支援する事業所

※複数の認証事業所が同一の法人または事業者により運営されている場合は当該法人または事業者。また、以下を除く事業所。

(1) 官公庁及び独立行政法人 (2) 本補助金において、交付申請を同一年度内に一度行った事業者

3 補助率・補助上限額

補助率	補助上限額
補助対象経費の10/10	10万円(千円未満切捨)

4 補助対象経費

禁煙プログラム利用料

(補助対象外経費の例) ・禁煙プログラム利用にかかる消費税相当額 ・経費の内訳と支払を証明するもの等が確認できないもの
・利用者の端末代金や通信料 ・他の補助金等を充当している経費

5 補助対象となる禁煙プログラム

従業員(代表者、役員を除く)を対象とした、**申請年度中に開始かつ終了する禁煙プログラム**

※プログラム期間は協定の有無によらず必ずご確認ください。

※**本市と協定を締結した企業が提供する禁煙プログラム**のほか、以下の要件を満たすプログラムが補助対象となります。

- (1) 医師の監修を受けた禁煙プログラムであること。
- (2) スマートフォンやタブレット、PC等を用いてオンラインで禁煙にチャレンジするプログラムであること(禁煙プログラムの一環として禁煙補助剤を利用することは可)。
- (3) オンラインでの専門家(医師、保健師、看護師、薬剤師その他研修を受けたアドバイザー等)による継続的なフォローや利用者間の励まし合いなど、禁煙継続のモチベーションを保つ仕組みがあること。
- (4) 自治体や事業者への導入実績がある禁煙プログラムであること。

6 申請から補助金交付までの流れ

①見積書の請求(請求先:プログラム運営事業者)

プログラム運営事業者より見積書を受領

②補助金交付申請(申請先:横浜市)

横浜市より交付決定・通知

③プログラムの利用契約・実施・利用料の支払い

④実績報告(申請先:横浜市)

横浜市より交付額の確定を通知

⑤補助金の請求(請求先:横浜市)

横浜市より補助金を交付

7 補助金申請方法について

プログラム提供事業者より、見積書等、経費の内訳が分かる資料を取得いただいたうえで、横浜市電子申請システムよりお申し込みください。(本市ホームページより、申請フォームにアクセスできます。※4月1日公開予定)

申込受付期間：令和7年4月1日(火)～10月31日(金)

※予算上限に達した場合、締切前に募集を終了することがあります。

※横浜市電子申請システムによる申込ができない場合は、以下担当宛にご連絡ください。

8 交付決定の通知・プログラム利用申込について

交付申請後、その内容について審査を行い、適正と認められる場合はICTを活用した禁煙チャレンジ支援補助金交付決定通知書より申請者に通知します。通知を受け取った後、プログラム提供事業者と契約し、禁煙プログラムを開始してください。

9 実績報告について

禁煙プログラム終了後、運営事業者が発行する領収書等(領収書が発行されない場合は金融機関が発行する振込明細等)の禁煙プログラム利用の支出を証明する書類をご用意いただき、横浜市電子申請システムより申請してください。申請用URLは、交付決定を通知する際にお知らせします。

申請期限：令和8年3月31日(火)まで

10 補助金の交付額確定と補助金の請求について

(1) 交付額確定通知

実績報告書及びその添付書類等の提出後、書類の審査、禁煙プログラム履行状況の調査等を行い、補助金額を確定して交付額確定通知書により交付金額及び交付条件を通知します。

(2) 補助金の請求

交付額の確定通知を受け取ってから2週間以内に、横浜市電子申請システムより請求書を提出してください。申請用URLは、交付額の確定を通知する際にお知らせします。

11 交付申請の取下げ・変更について

(1) 交付申請事業の中止(交付申請の取下げ)について

補助金交付決定通知書の交付を受けた後に、補助対象事業を取りやめる場合には、届出の提出が必要になります。速やかに以下担当宛にご連絡ください。

(2) 交付申請内容の変更について

事業者名称・所在地・代表者等の変更や、プログラム利用内容に変更が生じた場合は以下担当宛にご連絡ください。

12 補助金の交付決定の取消と返還について

次の場合には補助金の交付決定の取消や、補助金の返還の対象となります。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
 - (2) 補助金等の他の用途への使用をしたとき
 - (3) 補助対象者と認められないとき
 - (4) 実績報告書類を適正に提出しなかった等、補助金を交付することが適当でないと認められるとき
- ※補助金の返還の対象となった場合、交付対象者は補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した加算金の納付が必要です。

13 問合せ先について

本事業に関すること、補助金に関することについては、以下担当までご連絡ください。

※禁煙プログラムに関する内容は、各プログラム運営事業者にお問い合わせください。

【担当】健康福祉局健康推進課

電話：045-671-4783 Email: kf-jyudokituenboshi@city.yokohama.lg.jp